

建設工事入札における 「材料費等の内訳明示」 について

R 8.10施行
宇治田原町 企画財政課

制度改正 3つの重要ポイント

① 目的

- 労務費の「見える化」によるダンピング防止と建設労働者の処遇改善。

(R7.12入札契約適正化法改正)

② 対象

- 入札内訳書に以下の5項目の明示が必須化。
 - 「材料費」
 - 「労務費」
 - 「法定福利費」
 - 「安全衛生経費」
 - 「建退共済金」

③ 時期と注意点

- 令和8年10月1日以降の公告・指名通知から開始。
- 記載漏れは「入札無効」。
(R9.3末まで経過措置あり)

なぜ内訳の明示が必要なのか？

①重層下請構造による弊害

- ・労務費が不当に削減され、現場労働者の賃金が適切に支払われない長年の課題。



②入札契約適正化法の改正

- ・第3条第4号（基本原則）「適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止」の実効化。（R7.12）



③入札金額内訳の可視化

- ・発注者が入札金額の妥当性を審査可能な仕組みの導入。



④適切な賃金支払とダンピング防止

- ・労務費の「見える化」によって、下請業者・労働者を保護し適正な賃金支払を促す。

① 建設業における賃金・処遇改善の必要性

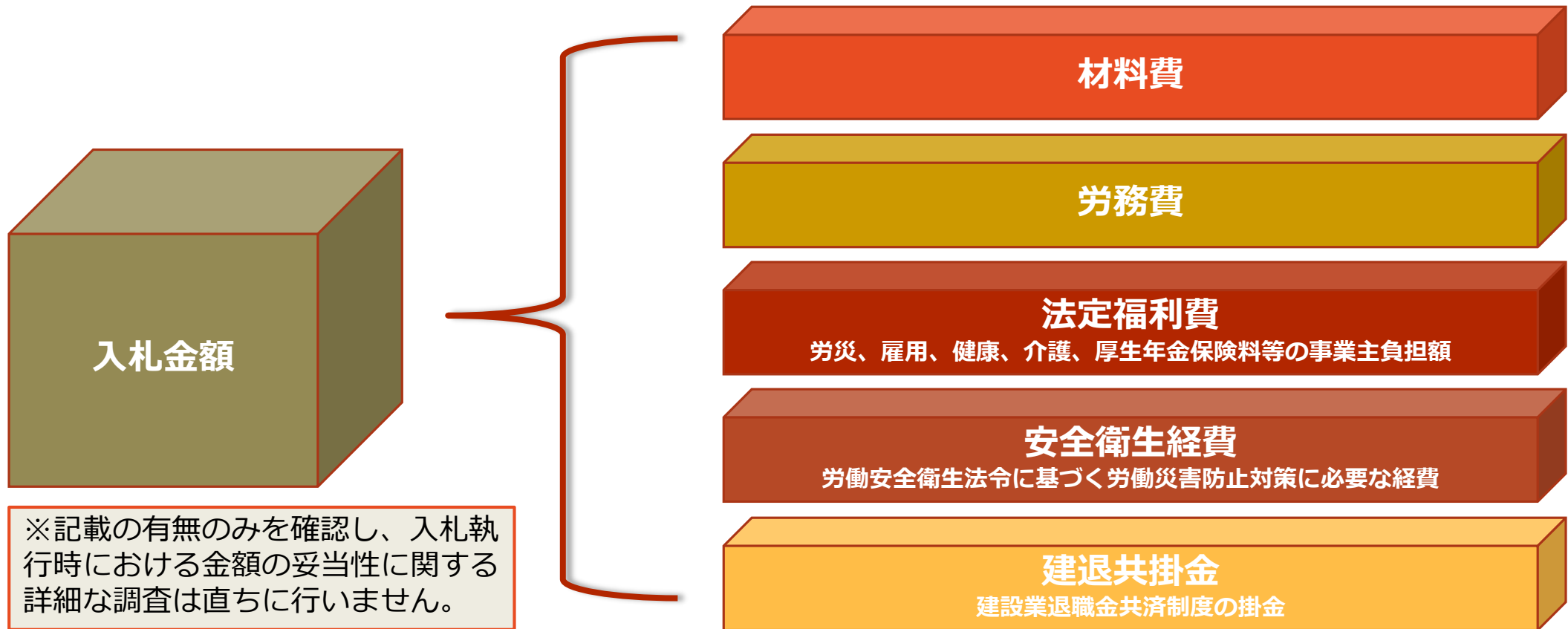
建設業では、重層下請構造のもとで労務費が不当に削減され、現場労働者の賃金が適切に支払われないという問題が長年指摘されてきました。入札金額の内訳を詳細に可視化することで、労務費の「見える化」を実現し、下請業者・労働者への適正な賃金支払いを促します。

② 低入札・ダンピングの防止

入札契約適正化法第3条第4号（基本原則）が定める「適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止」を実効化するため、内訳書の記載内容を充実させ、発注者が入札金額の妥当性をより精緻に審査できるようにしました。

明記が求められる「5つの追加項目」

宇治田原町が発注する建設工事において、以下の経費の内訳を特定できるように記載してください。



工事費内訳書の記載例（土木工事）

工 事 費 内 訳 書

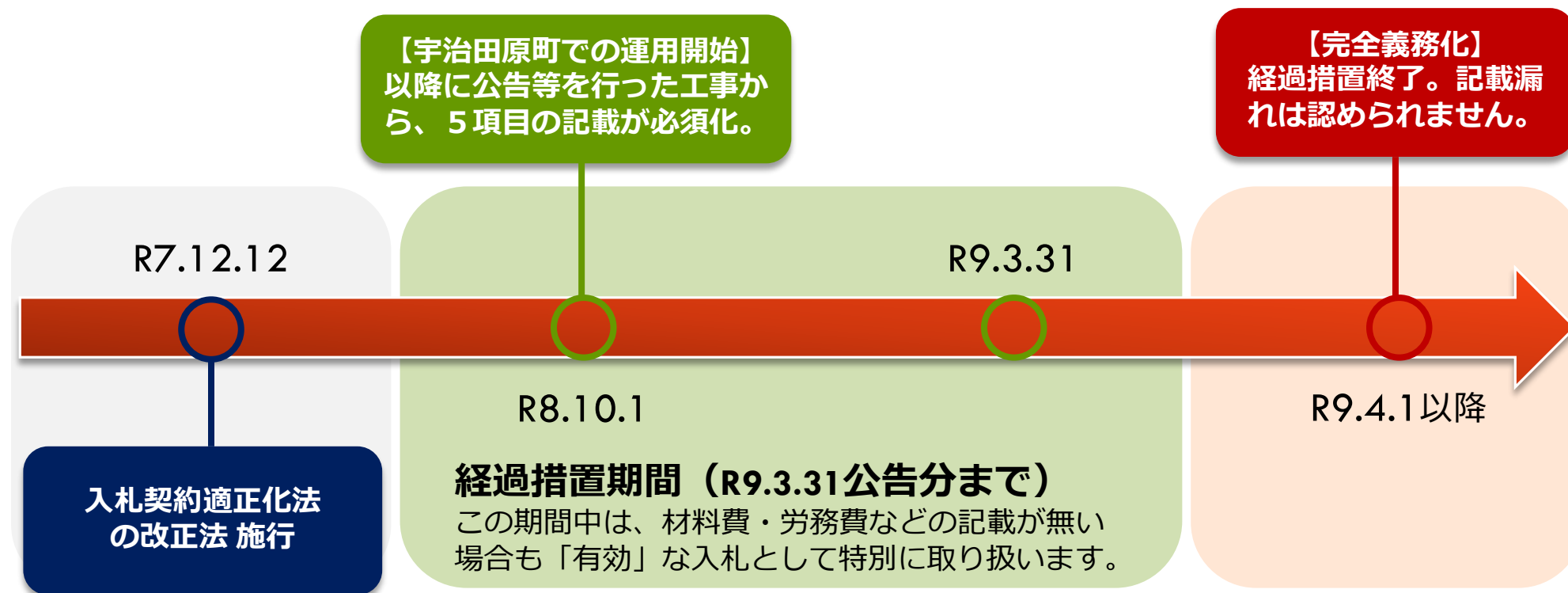
工事名：〇〇〇〇工事

工事区分・工種・種別・細別	単位	数量	単価	金額	摘要
道路改良	式	1			
道路土工	式	1			
掘削工	式	1			
掘削	m ³	10.000			
...	式				
直接工事費	式	1			
うち材料費	式	1			
うち労務費	式	1			
共通仮設費	式	1			
共通仮設費（率計上）	式	1			
純工事費	式	1			
現場管理費	式	1			
うち法定福利費の事業主負担額	式	1			
うち建退共制度の掛金	式	1			
工事原価	式	1			
うち安全衛生経費	式	1			
一般管理費等	式	1			
工事価格	式	1			
消費税相当額	式	1			
工事費計	式	1			

注）本内訳書は、第1回の入札に際し提出を求めるものである。

注）発注者が提示する本工事の数量総括表の工種、種別、細別に対応して単価、数量、金額を記入するものとする。

実施スケジュールと「経過措置」



記載漏れによる「入札無効」リスク

5つの必須項目について、記載が抜けている場合、または様式の間違い等により該当事項の欄が無い場合は、原則として無効の入札として取り扱われます（経過措置終了後）。



【無効になる例】

	一式 (Lump Sum)	1,000,000

項目欄を設けていない、または「一式」等でまとめて記載し、5項目が個別に識別できない状態。



【有効になる例】

材料費		2,000,000
労務費		1,500,000
法定福利費		1,200,000
安全衛生経費		500,000
建退共掛金		200,000

指定の5項目がそれぞれ独立して金額明記され、明確に特定できる状態。

運用に関する Q & A (様式と契約時のルール)

入札時の記載方法

Q 参考様式と全く同じ形で作る必要がありますか？

A いいえ、方法は問いません。

※ 行内に表示する方法を基本としますが、備考欄、欄外、別表への記載でも構いません。ただし、「5項目が特定できること」が絶対条件です。

落札後の契約書との整合性

Q 入札時の内訳と契約時の請負金額内訳は、完全に一致させる必要がありますか？

A 完全に一致していなくても問題ありません。

※ 入札金額内訳書はあくまで「入札時点の計画」です。契約締結までの間に計画を見直すことも想定されるため、事後的な差異は許容されます。

運用に関する Q & A (金額の算出と妥当性の確認)

金額が著しく低い場合の取扱い

Q 労務費が極端に低いなど、合理性に疑義がある場合は無効になりますか？

A 直ちに無効とはしませんが、合理性の確認を行う場合があります。

※ 当面の間、金額の多寡のみで即座に無効とはしませんが、材料費＋労務費が直接工事費を上回るなど、不自然な場合は町からヒアリング等により説明を求めることがあります。

金額算出の基準について

材料費・労務費等の計上にあたっては、以下の国交省ガイドライン等を参考に、適切な見積もり（積算）を行ってください。

- ・「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン（R7.12国土交通省）」
- ・「『労務費に関する基準』の運用方針」

運用に関するQ & A（分離計上が困難な場合）

材料費等の算出が困難な場合の取扱い

Q 市場単価方式を活用している場合など、材料費・労務費などの分離計上ができず材料費等の算出が困難な場合の記載方法は？

A 下表の例のとおり、その旨を記載してください。

	記載内容	記載例
<u>すべて</u> を計上できない場合	「算出不能」、 「計上不可」など記載	うち、材料費 算出不能 うち、労務費 計上不可
<u>一部のみ</u> 計上できない場合	「一部のみ計上」、 「計上可能分のみ」など併記	うち、材料費 ○,○○○円（一部のみ計上） うち、労務費 ○,○○○円 ※計上可能分のみ

運用に関するQ & A (業務委託/建退協掛金)

業務委託における取扱い

Q 道路等維持管理業務や除草等業務のように、工事の積算体系を準用している業務委託の場合の取扱いは？

A 業務委託には適用しません。

※ 業務委託では、入札金額内訳書に材料費等の記載がない場合も、その入札は有効なものとして取り扱います。

建退協証紙の購入が不要な場合の記載方法

Q 自社又は他の退職金制度に加入している者のみで施工するため、建退協証紙を購入する予定がない場合の記載は？

A 「0円」または「証紙購入不要」と必ず記載してください。

※ 建退協証紙の購入予定が無い場合でも、「うち建退協制度の掛金」欄は必ず設け、上記のとおり記載してください。当該項目が無い場合、または金額欄が空欄となっている場合は、記載漏れとして取り扱います。

運用開始後のチェックリスト

適切な準備で、確実な入札をお願いします。

- ☐ 必須 5 項目（材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費、建退共掛金）すべてが特定できる状態になっているか。
- ☐ 様式の間違いや欄の欠落がないか。
（別表や備考欄での対応も可）
- ☐ 国土交通省のガイドラインに基づき、不当に低い金額とならないよう適切な見積もり（積算）がなされているか。